

都市・農村交流地域資源データ登録・体験モデルルート作成要領

1 趣旨

食と緑の基本計画の先導的取り組み及び各地域推進プランに位置づけられた「愛知の農山漁村の自然、風景、人、食べ物、文化等のデータベース化」と「農と山と海の幸体験モデルルート」(ものづくり・農林漁業の体験+地域の食を堪能する観光ルート)を円滑に実施することにより、都市と農山漁村の交流を推進することを目的とする。

2 各農林水産事務所及び農業振興課の役割

(1) 各農林水産事務所

各農林水産事務所は、地域推進プランに基づき「愛知の農山漁村の自然、風景、人、食べ物、文化等をデータ」(以下、「地域資源データ」という。)を収集、選定するとともに、地域でいち押しの「農と山と海の幸体験モデルルート」(ものづくり・農林漁業の体験+地域の食を堪能する観光ルート)(以下、「体験モデルルート」という。)を作成する。

(2) 農業振興課

農業振興課は、各農林水産事務所が選定した地域資源データ及び体験モデルルートを取りまとめ、公表するものとする。

3 地域データ・ルート検討会の開催

各農林水産事務所は、より魅力ある地域資源データ収集・選定及び体験モデルルートの作成を行うために、「地域データ・ルート検討会」を別表に掲げる団体等の構成員をもって開催するものとする。

なお、「地域データ・ルート検討会」は、既存の協議会等をもって開催することができるものとする。

4 データの公募

農業振興課は、県民にとって魅力ある地域資源データベースとするために、広く県民から地域資源データを収集する(インターネット等で公募)するものとする。

なお、県民の方々から収集した地域資源データは、農業振興課から該当農林水産事務所へ提供することにより、各農林水産事務所の地域資源データ選定の参考とするものとする。

5 地域資源データ登録選定基準

地域資源データの選定基準は、別記の地域資源データ登録選定基準によるものとする。

なお、各農林水産事務所において独自に選定基準を定める場合は、地域資源データ登録選定基準に準じることとする。

6 体験モデルルート設定基準

体験モデルルートの設定基準は、別記の体験モデルルート設定基準によるものとする。

なお、各農林水産事務所において独自に設定基準を定める場合は、体験モデルルート設定基準に準じることとする。

7 提出

(1) 提出時期

地域資源データ及び体験モデルルートの案を、毎年度10月末日までに農業振興課へ提出するものとする。

8の県域調整を終えた地域資源データ及び体験モデルルートを、毎年度12月末日までに農業振興課へ提出するものとする。

(2) 提出方法

地域資源データ及び体験モデルルートは、別に定める様式により電磁データ(MOディスク)で、農業振興課へ提出するものとする。

8 県域調整

農業振興課は、各農林水産事務所から7の(1)に基づき提出された地域資源データ及び体験モデルルートの案をとりまとめ、全体のバランス等を勘案し、調整を図るものとする。

9 公表

農業振興課は、各農林水産事務所から提出された地域資源データ及び体験モデルルートをとりまとめの上、インターネットホームページで公表するものとする。

また、冊子を作成し、配布するものとする。

10 ホームページの管理

農業振興課が公表した地域資源データは、各農林水産事務所が更新、追加等の管理を行うものとし、体験モデルルートは、農業振興課が追加等の管理を行うものとする。

附則

この要領は、平成18年6月27日から施行する。

この要領は、平成18年10月6日から施行する。

この要領は、平成19年3月29日から施行する。

この要領は、平成19年9月25日から施行する。

別表

「地域データ・ルート検討会」構成団体等

団 体 名 等	
農林水産事務所	農政課
	農業改良普及課
	水産課
	建設課
	林務課
市町村	産業・観光課
農業協同組合	営農課
ふれいあい体験施設	
食品産業	
観光会社	企画課
旅行雑誌社	編集者
N P O	

地域資源データ登録選定基準

1 地域資源データの種類

登録する地域資源データは下記の7種類とする。

風景・自然、 農林水産物、 加工品、 食べ物、 施設、 伝統文化、 人

2 地域資源データの種類ごとにおける選定基準

(1) 風景・自然

地域が自慢できる美しい風景や癒される景色など魅力ある風景や自然。

(2) 農林水産物

地域で生産されており、地域の特産的な農林水産物であったり、地域のブランド的、代表的な農林水産物。

地域へ行けば入手できる農林水産物。

(3) 加工品

地域で生産された農林水産物等を加工して作られているもの。

地域で生産された農林水産物を主に使用していることが表示されているもの又は確認できるもの。

地域で主に販売されているもの。

加工品に関する情報をホームページや印刷物で紹介することを製造者が同意するもの。

(4) 食べ物

地域で生産されている農林水産物を活用しているもの。

地域で生産されている農林水産物を主に使用していることが表示されているもの又は確認できるもの。

地域へ行けば、入手、食することができるもの。

食べ物に関する情報をホームページや印刷物で紹介することを提供者が同意するもの。

(5) 施設

地域にあるふれあい体験施設や直売施設、加工体験施設や農家レストランなどの都市農村交流に資することができる施設。

施設に関する情報をホームページや印刷物で紹介することを同意する施設。

(6) 伝統文化

地域の個性が表現され、地域住民が愛着や誇りを持ち、地域に根付き継承されている祭りやイベントなどの伝統文化。

地域住民で保存等している歴史的遺産や博物館等。

(7) 人

郷土料理や農作業（わら細工）等の名人として地域が推薦できる人。

地域の魅力や技術を紹介してくれる人。

個人情報ホームページや印刷物に提供することを同意する人

3 選定に当たっての留意事項

(1) 選定に当たっては、上記選定基準の前提として、都市農村交流の活性化に資するもので、ホームページ等で紹介することがふさわしいものを選定するものとする。

(2) 下記に該当するものは選定しないこととする。

法律等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。

公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。

政治性又は宗教性のあるもの。

虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの

その他知事が適当でないと判断したもの。

体験モデルルート設定基準

1 対象地域

各農林水産事務所の所管する地域を原則として対象地域とする。

2 対象者

自家用車等を利用して自ら現地へ旅行できる者を対象とする。

3 運営

地域が自立して継続的に運営することができるものとする。

4 体験モデルルート構成要素

モデルルートは、下記の要素で構成するものとする。

(1) 農林漁業・ものづくりを体験

田植えや漁師体験などの農林漁業体験や餅つき、わら細工などの農林水産加工体験、味噌醤油などの食品製造工場見学など、体験や見学を行うことのできる要素。

(2) 地域の食材を生かした食の堪能

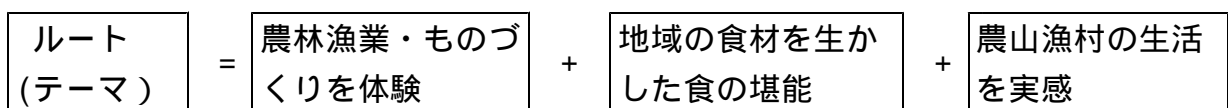
地域の農林水産物や加工品を活用して作った料理や郷土料理などの食事や五平餅などのファーストフード的なものを含めた「食」を堪能できる要素。

(3) 農山漁村の生活を実感

地域で継承されているお祭りや地域の美しい風景など農山漁村での生活の中にとけ込んでいる「伝統文化」、「風景・自然」を実感することができる要素。

5 体験モデルルートの基本型

体験モデルルートは、4のルート構成要素を組み合わせたルートを基本形とする。



6 テーマ(タイトル)の設定

モデルルートの内容が一目で分かるとともに、特色あるルートづくりを行うために、各体験モデルルートにはテーマ(タイトル)を設定するものとする。